

第12回熊谷市入札適正化委員会 会議の概要

1 開催日時 平成23年10月18日(火) 午後2時から

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第4委員会室

3 会議の内容

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 議事

ア 入札契約手続の運用状況に関する報告

イ 抽出事案に関する審議

<市長部局>

- ・ 一般競争入札 3件/対象案件 34件
- ・ 指名競争入札 3件/対象案件 43件
- ・ 随意契約 1件/対象案件 4件

<水道部>

- ・ 一般競争入札 1件/対象案件 19件
- ・ 指名競争入札 1件/対象案件 13件
- ・ 随意契約 1件/対象案件 3件

(4) 閉会

第12回熊谷市入札適正化委員会 議事録

1 入札契約手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から現行契約制度に関する説明を行った。

【質疑応答】

委員： 最低制限価格について、補正係数はその工事ごとに設定するとのことであるが、他の市町村はどのようにしているのだろうか。

事務局： 中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルをそのまま適用しているところもあれば、一律、予定価格の何%という定率型で行っているところもある。また、コンピューターが無作為に設定するランダム係数を用いているところもあると聞く。

委員： 従前は、設計金額に対し定率により最低制限価格を設定していたと思うが、現在は、各々の費用を出した上で、さらに補正係数を使う、ということでしょうか。

事務局： 定率型で設定していた一昨年度に、傾向として最低制限価格近辺に入札金額が集中してしまうことが多かった。これを受けて費目型の設定を行ったものであり、今年度設けた補正係数も、そうした点を是正するためのものである。

委員： 補正係数は、どのような設定をしているのか。

事務局： 一定の算出式により補正係数を算出している。

委員： 一般管理費等というのは何なのか。

事務局： 一般管理費等は、役員報酬や事業所経費等に関するもので、この部分が、いわば企業努力などの部分となる。

資料に基づき、平成23年4月1日から平成23年8月31日までに市長部局で発注した設計金額250万円以上の案件について報告した。

【質疑応答】

委員： 落札率90%を超えているものが7件あるが、最低制限価格の影響ということか。

事務局： むしろ、落札率が70%台になってしまうことの方が問題であると考えます。

委員： 落札率が全体的に上がってきたという認識か。

事務局： 年度途中ではあるが、前年度と比べて5~6%くらい上がっている。前年度の対象に加え、今年度は500万円未満の工事にも最低制限価格を導入しているため、500万円以上の工事には特に変化はないものの、500万円未満の工事については、顕著に結果が出ている。

2 抽出事案の審議

委員により抽出された下記事案について、事務局から説明を行った。

<市長部局>

事案 1 . . . (仮称)熊谷市中央消防署庁舎及び熊谷東小学校区公民館建築工事【一般競争入札】

事案 2 . . . H23元荒川第3処理分区舗装復旧工事【一般競争入札】

- 事案 3 . . . 野原地区 4 0 1 工区管路埋設工事【一般競争入札・総合評価方式】
事案 4 . . . 熊谷市立銀座保育所電気改修工事【指名競争入札】
事案 5 . . . 舗装新設工事（俵瀬・葛和田）【指名競争入札】
事案 6 . . . 防災行政用無線受信所設置工事【随意契約】
事案 7 . . . （仮称）スポーツ・文化村整備に係る基本設計等業務委託【指名競争入札】
＜水道部＞
事案 8 . . . 東部浄水場受変・配電設備更新工事【一般競争入札】
事案 9 . . . 和田吉野川改修工事（5号橋）に伴う配水管移設工事【指名競争入札】
事案 10 . . . 東部浄水場油配管修繕工事【随意契約】

【質疑応答】

- 委員： 事案 1 の入札参加資格のうち、JV の代表構成員の資格に該当する業者数はどれくらいか。
- 事務局： @ 級の 7 者である。
- 委員： その他の構成員の資格に該当する業者数はどれくらいか。
- 事務局： @ 級の 6 者、A 級の 6 者である。
- 委員： 組み合わせて考えると、最高で 7 JV での入札になる、ということか。
- 事務局： そのとおりである。
- 委員： 設計金額と落札金額とで大きな違いがあるようだが。
- 担当課： 設計金額は図面に基づき設計する。材料や施工内訳などは市場単価により積算し、また、埼玉県の単価表を用い、資料がない場合においては 3 社以上の参考見積をもらい、これを参考に積算する。方法については、適切に行っているものと認識している。
見積にあたり、業者側は一般管理費等において、企業努力の観点から金額を調整し、数字を出しているものと解釈している。
- 委員： 同様の工事場所において、電気や設備の工事もあったようだが、一括の工事では無理だったのか。
- 担当課： 今回、建築、電気及び設備と、3 つに工事を分けている。電気工事及び設備工事は、市内業者を入札参加条件とすることができるよう工事を細分化することで、市内企業の育成等につながるものとする。建築工事は JV による入札としたが、これも、市内企業の受注機会の拡充を考慮したものである。
- 委員： 応札状況を見ると、あまり金額に大差がないようだ。最低制限価格が影響しているようだが、それでも、各業者が考えて数字を出している、ということか。
- 事務局： そうであろうと考える。
- 委員： 事案 3 について、「入札価格」と「採用価格」との違いは。
- 事務局： 入札した価格が調査基準価格を下回った場合、その者の技術評価点の算出は調査基準価格により行うというルールがある。これに基づいて、技術評価点の算出に際して適用する価格が「採用価格」である。
- 委員： 事案 3 について、総合評価方式を採用した理由は。
- 事務局： 総合評価方式を採用する年間の数件を工事担当課と協議のうえ決めているが、内容や工期等を勘案し選んでいる。また、一昨年、昨年と、今回の隣接地域に係る工事を

総合評価方式により入札しているという経緯もある。

委員： 総合評価方式の採用は、年間何件くらいになるのか。

事務局： 前年度は、7件行った。件数を増やしたいとは考えているが、工期や評価項目に係る諮問など、難しい部分がある。今後もよく検討していきたい。

委員： 「1/3該当」というのは何か。

事務局： 技術評価点の順位が全体の低位1/3以下になると、これに該当する。

委員： 事案5について、7者中3者が辞退しているが、理由は。

事務局： 業者の指名に当たっては、地域性や実績などを考慮しつつ、ある程度の競争性を持たせるように行っている。辞退しても、その後の入札でなんら不利益を与えるものではないので、会社の状況や仕事の内容などによって参加、不参加を検討している、ということなのかと考える。なお、2者以上の応札があれば、入札自体は成立する。

委員： どの市町村も土木工事が少なく、業者としても受注が欲しい状況だと思うのだが。市の土木工事は、どれくらい減っているのか。

事務局： 前年度並みと考える。

委員： 事案6について、周波数の統合というのは。

事務局： 合併前、各旧市町がそれぞれの周波数で運用していたものを、旧妻沼町の周波数に合わせることであったものである。

委員： 周波数の調整は、メーカーを指定しないとできないのか。

担当課： 割り当てられる周波数というのは、1市1周波と決まっている。発信した周波を受信し、かつ、音声を発するスピーカーなどの設置が必要となるのだが、それが他社の製品だと、それぞれ会社ごとに電波の送受信に企業秘密の部分があるため、通用しなくなってしまう。このため、防災無線の受信所を随意契約により設置していきたい、というものである。

委員： 1業者のみの機器ということが、災害が起こり、故障があった際に全てが使用不能となってしまうのではないかと。そういう危機管理的な点は、どのように考えているか。

担当課： 1市1周波のためこのような事態となってしまう、やむを得ない状況である。災害時は、メール等別の媒体も併用し、適切に運用できるよう研究している。

委員： 二重、三重の対策は必要だと思う。

委員： 事案7について、落札した金額が他と比べて著しく低いが、この契約で発注して問題ないのか。

担当課： この入札の結果を受けて、当該業者を呼び事情聴取を行った。それによると、企業内においてノウハウがあるということ、なんとしても実績を残したいということ、更に、自前で設計の作業に当たるスタッフがいる、ということなどを挙げていた。

委員： この結果は公表されていると思うが、ほかの業者の中には、逆に応札金額が高い者もある。こうしたことについての問題点をどのように捉えているか。

担当課： もちろん担当課としても、設計金額は基準に照らして組んでいる。落札業者がことのほか安く応札した、ということである。

委員： 実績づくり、ということではあるが、工事と違い設計は、それこそ人的経費の部分を削っていると思われる。

担当課： その点も大丈夫なのか確認したのだが、問題ない、と回答を受けている。聴取した

中では、本市の案件では企業としても無理をしているが、他の類似案件を多く抱えており、その中で利益を調整する、とのことである。

委員： 業務委託に最低制限価格を導入するのは難しいだろうか。市では検討しているか。

事務局： 業務委託は企業努力の余地が多く、最低制限価格の設定が難しい。

委員： 確かに企業努力の部分を金額として設定するのは難しいと思うが、安かろう悪かろうになってしまう懸念もある。

委員： 事案8について、落札率が98.94%だが、これは問題ないのか。

事務局： 予定価格の設定によっては、算出上そのようになる可能性はある。請負率としては、89%台である。

委員： 予定価格を絞っている、ということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 事案10について、見積金額と請負金額が同額だが、これは。

担当課： 工事の内容から消防署に許可申請が必要となり、許可された内容に基づいて見積りを徴する関係上、同額となる場合もあり得る。

以上で、抽出事案に関する審議を終了した。